

○ 指定難病等の支給認定事務等の本庁への集約について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の対応により逼迫している保健所の状況を踏まえ、感染症のまん延時においても、安定的に指定難病等の支給認定事務を進めるため、令和4年4月1日から、これまで各道立保健所が所管していた指定難病等の支給認定等の事務を本庁に集約します。

なお、集約に伴い、全ての手続きを郵送による申請とします。ただし、特別な事情等により郵送で手続きが困難な場合は、引き続き各道立保健所で受け取りの対応を行います。

2 対象業務

次の業務に係る各種申請書の受付や更新時の支給決定など、全ての事務を本庁に集約します。（保健福祉部健康安全局地域保健課内に新たな係を設置して対応）

- (1) 特定医療費（指定難病）支給認定等に関する業務
- (2) 特定疾患治療研究事業の支給認定等に関する業務
- (3) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の支給認定等に関する業務
- (4) スモンの支給認定等に関する業務
- (5) ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業（肝炎治療特別促進事業）の支給認定等に関する業務
- (6) ウイルス性肝炎進行防止対策及び橋本病重症患者対策医療給付事業の支給認定等に関する業務
- (7) 肝炎ウイルス精密検査費助成事業に関する業務
- (8) 小児慢性特定疾病医療費の支給認定等に関する業務
- (9) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業の支給認定等に関する業務
- (10) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の支給認定等に関する業務
- (11) 原子爆弾被爆者の援護に関する業務（各種手当てに関する業務に限る。）
- (12) 上記事業に関係する指定医、指定医療機関、委託医療機関に関する業務
- (13) (1) から (11) に関係する償還払い申請等に関する業務

3 引き続き道立保健所に対応する事項

- (1) 手続きに関する相談や申請書類の提出で、患者の方々やご家族が来所した場合は、手続き方法の説明や、必要資料の配布、書類の受け取りなどの対応を行います。
- (2) 患者の方々からの健康相談への対応を継続します。

4 関係機関・関係者への周知

- (1) 関係医療機関、道医師会、保健所設置市に本対応についてお知らせしています。
- (2) 現在、各受給者証をお持ちの方には、医療機関及び保健所に受給者向けチラシを置いてもらうなど周知の協力を依頼しているほか、次回の更新案内と合わせて直接、周知します。